

有木 久和 (ありき ひさかず)

内閣府民間資金等活用事業推進室
参事官

1. はじめに

わが国のPFIの推進に向け、現在その施策を担当しており、与えられた誌面でその概略を紹介します。

まず、PFIについてですが、これは公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して行う新しい手法です。民間の資金、運営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が実施するよりも効率的かつ効果的な公共サービスを提供できる事業についてPFI手法で実施することとなります。つまり、PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供をめざすこととなります。

もともとPFIは、周知のとおり、英国保守党政権下の1992年11月に正式に導入されたとされる公共調達の新手法の一つですが、わが国においては、99年9月の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」の施行、さらには同法第四条に基づき内閣総理大臣が定める「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（基本方針）」の策定・公表（2000年3月）により、制度の大枠が整えられました。

本法律の制定により、国は選定した事業について債務を負担する場合に当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降30年度以内までできることとされ、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間

(選定) 事業者に一括して長期にわたって任せられることになりました。

また、昨年秋の第153回臨時国会において、PFI事業の一層の促進を図り、円滑な実施のための環境を整える観点から、PFI法の改正が議院立法により行われ、具体的には、

公共施設等の管理者等の範囲が拡大され、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官および会計検査院長が追加され、

行政財産の貸付の取り扱いについては、PFI事業の安定的かつ円滑な実施のため必要な場合は、PFI事業者に対して、国有財産法または地方自治法により私権の設定等が一般的に制限されている行政財産の貸付を行うことが可能となったほか、一定条件の下、PFI事業者に対して民間収益施設等の整備等との合築をする場合についても行政財産である土地を貸し付けることができるように、

改正されました。

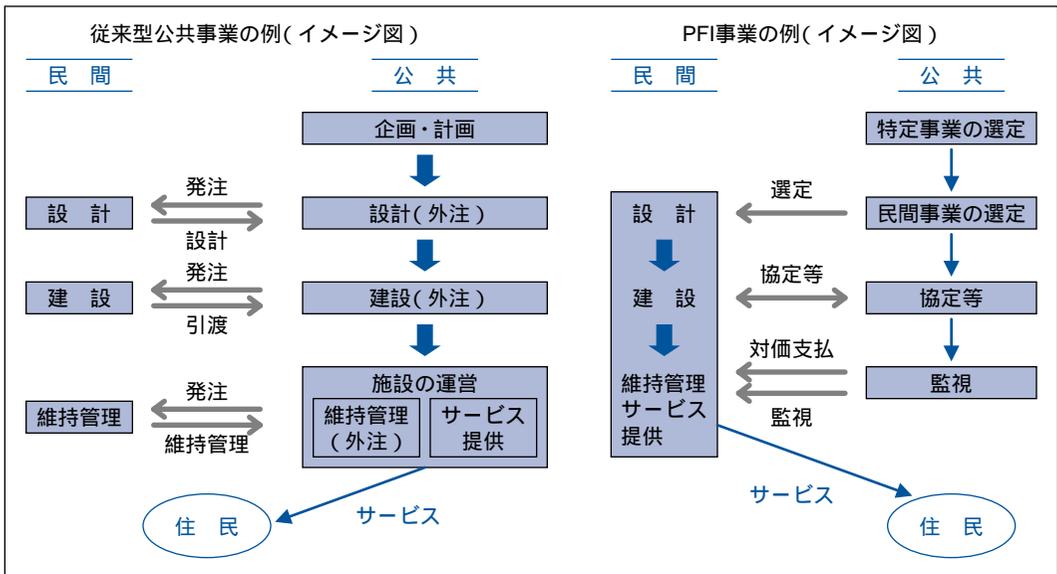
では、PFIでの事業は、具体的にどのように行われるのかということですが、従来の公共事業との相違を示したのが下記のイメージ

図です。

従来型の公共事業においては、図左側の公共の から のように設計、施工、維持管理、運営各段階で公共サイドが仕様の遵守を求める「仕様発注」が主でしたが、PFIでは、一定の性能(パフォーマンス)を確保できれば、詳細は任せるという「性能発注」を行います。この方が公共側が公共施設等を使う人のニーズを念頭にその性能を示しつつ、民間側でさまざまな創意工夫が発揮できるからです。また、設計から運営までを一体的に扱う一括調達を行うことにより、事業のライフサイクル全体を見据えた効率化等も期待されます。

2. PFI推進委員会における審議について

PFI事業については、「1.」で言及した法律や基本方針の策定だけでは実際にはなかなかスムーズには動かず、各事業主体が容易に参照できる実務的な参考指針が求められました。そのような声を背景に、PFI法に基づき設置された民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)において、基本方針策定後直ちに、実務上の指針、すなわちガイドライ



ンの検討が開始され、2001年1月に、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」および「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」、さらに2001年7月には、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」のとりまとめ、公表がなされました。

2001年11月からは、地方公共団体、民間事業者、関係省庁からヒアリングを行い、主な意見等の整理を行い、当面取り組むべき事項等を定め、現在、「契約」および「モニタリング」の2つの実務上の指針（ガイドライン）案のとりまとめに向けて、ワーキンググループにおける審議を開始しております。

この2つのガイドラインは、先に策定された3つのガイドラインと併せて、今後のPFI事業のより一層の推進に資するものとなると考えております。

このほか、入札プロセスおよび公の施設・公物管理について、委員による指導の下、現行制度上の課題に関する把握・実務的調整について、当室において研究を進めているところです。

3. 民間資金等活用事業調査費補助金について

内閣府では、2001年度補正予算（第一次）より、PFI事業にかかる導入調査について、補助制度を設けており、従来型の手法で公共サービスを提供する場合に比べ、実施方針の策定やVFM検定の実施など、導入段階での金銭上の負担が伴い、実施方針策定段階に至るまでのボトルネックになっている状況を踏まえ、市町村等が実施するPFI手法による事業着手を実質的に支援するとともに、これらが先導的なモデル的事業となることにより他

の潜在的案件へのPFI手法の導入を促進していくことを目的に行っております。

2002年度においては、市町村（政令指定都市を除き、東京都特別区を含む）および市町村の組合が行うPFI導入調査について、必要となる調査委託費の2分の1について、予算（1億5千万円）の範囲内での補助を行っております。対象となる事業は、対象施設の種類、事業規模、類型、方式等の面で先導的なモデル的の事業と位置付けられるものであること、PFI事業として実施の可能性が高いと見込まれるものであることなどの要件に沿うものとしています。

2002年度については、9月21日現在で32の市町村等に交付しており、交付を受けた市町村の中には、すでに実施方針の公表に至ったものもあり、着実に成果をあげていると考えます。

4. おわりに

以上、PFIの実現に向けた取り組みについて紹介をしてきましたが、内閣府では、現在、各省庁所管施設に関する補助金等適用状況の情報提供を行っていますが、今後も、積極的な情報提供などを通じてPFI導入を支援し、PFIの普及、定着を図ってまいりたいと考えております。

なお、PFIに関する事業例などの情報を内閣府PFIのホームページに掲載しておりますので、是非とも参照いただきたいと思います。

JF
TC

内閣府 PFIホームページ
<http://www8.cao.go.jp/pfi/>